

和光市こども計画から考える こどもの権利

森田 明美(東洋大学名誉教授) morita@toyo.jp

<計画策定に関与している自治体組織>

和光市子ども・子育て支援会議、飯能市児童福祉審議会、

世田谷区子どもの権利委員会、

西東京市子ども・子育て審議会

豊島区子どもの権利委員会

東京都ひとり親家庭自立支援計画検討委員会など

和光市のこれまでの子ども・子育て事業計画を こどもの権利に根差した「こども計画」に作り替えたこと

<4つの提言>

1. 子ども子育て事業計画からこども計画への見直し
2. 行政主導から市民参加へと同時に、子ども・若者意見表明参加の促進
3. こどもの権利の理念について市内全体での共有をこどもの権利条例策定という基本的な視点で進め、文化にする
4. 計画によって事業をこどもの権利の具体化のために取り組むことをこども、保護者、市民、支援者が協力すること



<今日のお話>

1. 和光市の「こども計画」の背景や構造を知る
2. 和光市が大切にしたいこどもの権利の視点を具体化するための努力をしよう
3. こども若者と一緒に作る子どもにやさしいまちづくりのスタート

定考し
策をと
を策点
画施視
計、的
も念本
ど理基
このの
のて、
市しと
光際る
和にえ

た子ども
の権利

人権:何人も自分の人生を生きる権利をもつ
権利は獲得していくもの

世界人権宣言【30条からなる】1948年

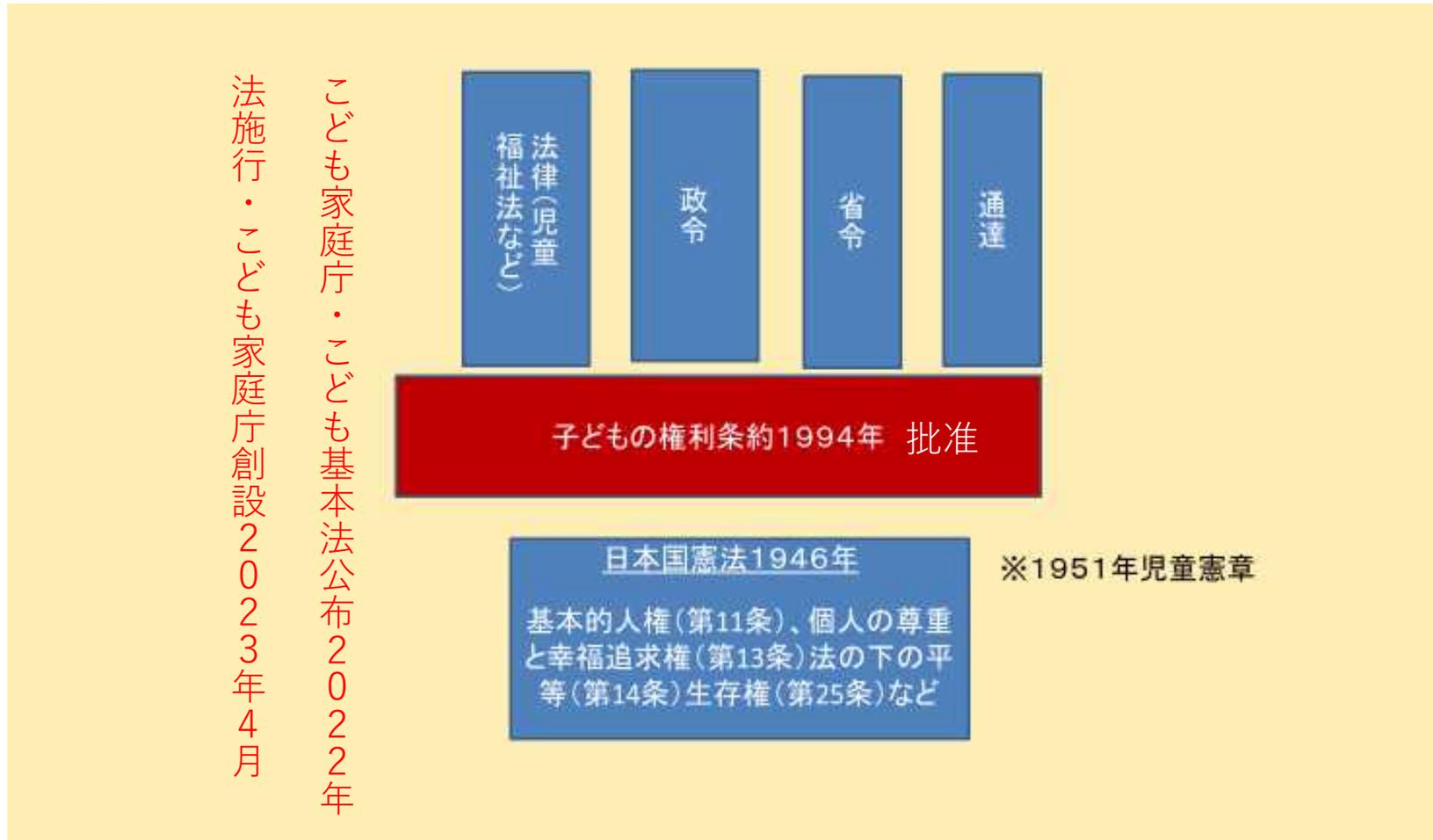
- すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。(第1条)

1. 普遍性：誰もが対象
2. 不可侵性：侵害されない
3. 不可分性：権利は分けられない
4. 相互依存性：権利のつながり

- 「この宣言が口先だけで終わらないような世界を作ろうとする権利もまた、わたしたちのものです」詩人の谷川俊太郎さんによる世界人権宣言第28条



2. 国際的な子どもの権利条約と国内法や計画との関係



国連：子どもの権利条約（1989年採択） 4つの一般原則



6 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること） 6条

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



3 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと） 3条

子どもにすることが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。



12 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること） 12条

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



2 差別の禁止（差別のないこと） 2条

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもとは18歳未満の人

子どもは今を生きる権利の主体である。

子どもの権利を具体化するために、第44条、45条に子どもの権利委員会の設置と報告義務、報告・審査・総括所見など、作業方法の規定がある

こどもの権利の具体化がもたらす価値

1. こどもの権利とおとなの権利が共存する
2. こどもの権利基盤としてのこどもにやさしいまち・コミュニティーづくり
3. こどもをまん中にして連携・協働が展開する

安全ではあるが安心ではない場から、こどもたちが持つ力をうけとめるおとながいて、寄り添うことでこどもは生きるしんどさを乗り越える。

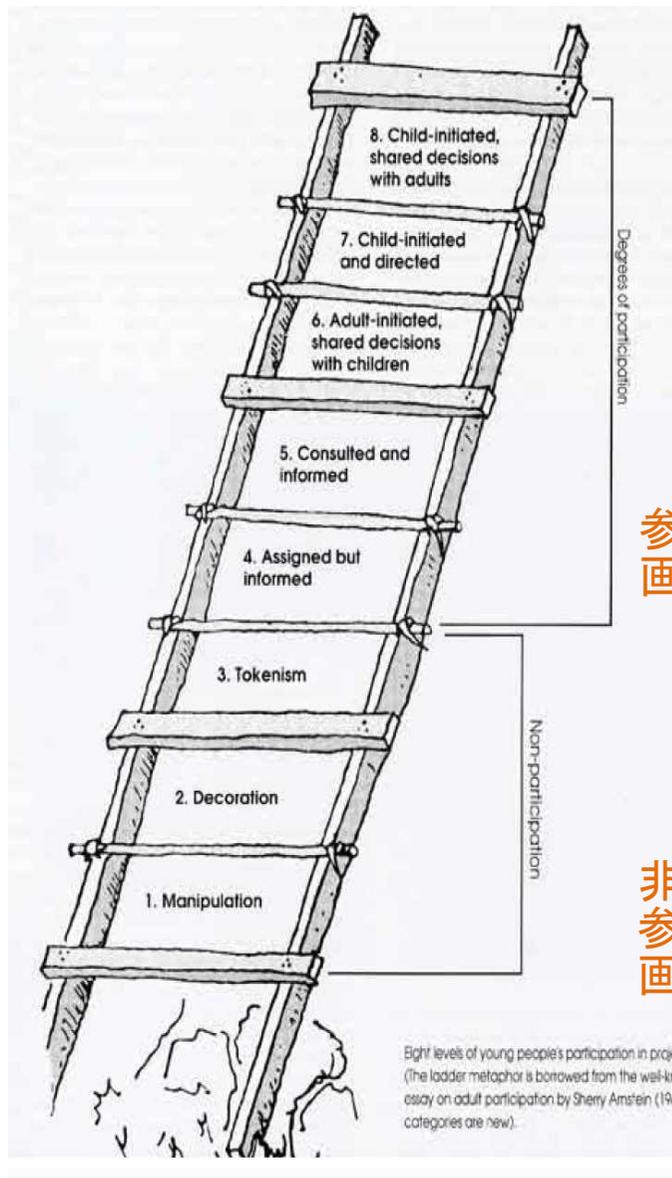
こどもの力を支える条件①意味ある他者との出会い②ありのままの自分を受け入れてくれる場③こどもを支えるシステム（制度）

意思決定へのこども参加とは何か

- 日常的状況や戦略的発展〔政策、プログラム、サービス、立法、調査研究などを含む〕に関して行なわれる、**自分に影響を与える決定についての発言権**。
- こどもには**主体性 (agency)**を発揮する力と権利があると考ええる。
- こどもには独自の視点があり、それは大人の視点と同じぐらい重要かつ貴重であることを知る。
- こどもは社会の未来であるだけでなく、**いまを生きる存在**であることを理解する。
- 公共政策は、生産的な大人としてのこどもの未来と同じぐらいこどもの現在の生活にも焦点を当てれば、よりよいものになる。
- こどもの声に耳を傾けることは、こどもの現在の生活を理解することの鍵である。

※ChildintheCity世界会議(2022年 10月 5日~7日、ダブリン)での政府担当者の説明より。出典:平野裕二HP

ロジャーハート参画のはしご



参画

非参画

- 8 子ども主導の活動に大人も巻き込む
- 7 子ども主導の活動
- 6 大人主導で意思決定に子どもも参画
- 5 大人主導で子どもが意見提供をする参画
- 4 与えられた役割の内容を認識した上での参画
- 3 形式的参画
- 2 お飾り参画
- 1 操り参画

孤立化する自立から繋がる自立へ —「子どもにやさしい都市」国連こどもサミット2002年 〈建築ブロック〉

〈子どもの権利基盤型施策に求められる視点〉：
ニーズ対応型からの脱却、保護と普遍型施策の整備
バランス

1. こどもにやさしい法律
2. 都市レベルのこども計画
3. こどもにやさしい制度的枠組み
4. 事前および事後のこども影響評価
5. こども予算
6. 市内こどもの状況分析
7. こどもの権利の周知
8. こどものための独立したアドボカシー
(権利代弁機関)
9. こども参加と意見の尊重

1. こどもの権利が真ん中
2. こども施策がつなぐ(親子、家庭と園、園と他機関等)
3. こどもの気持ちや声を聞き取る支援力
4. こどもと子育て家庭が主体の当事者参加型地域支援の重層的な仕組みと支援
5. 市民参加による地域で支援の継続性

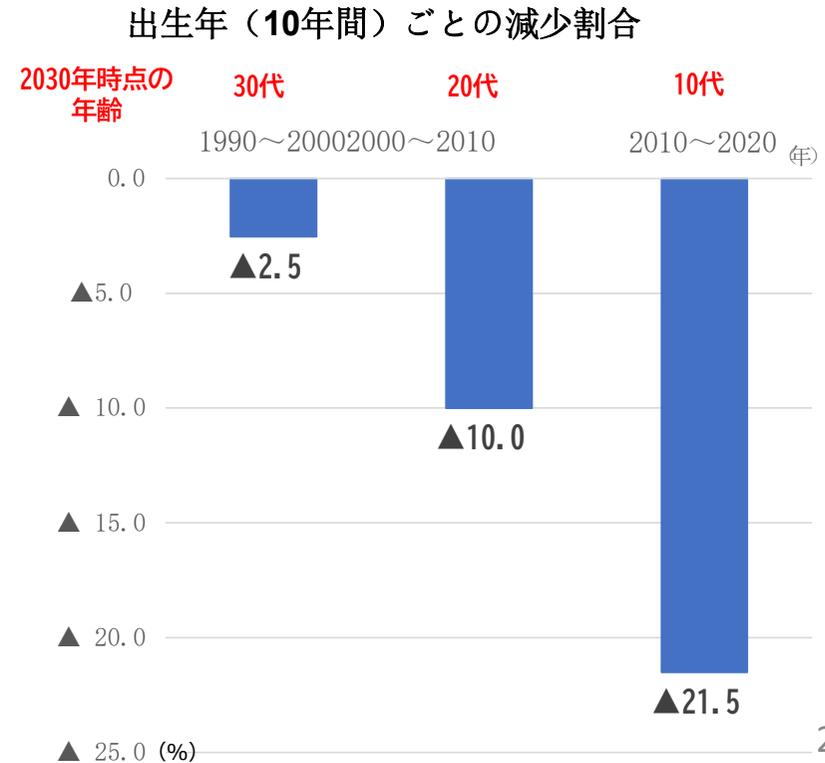
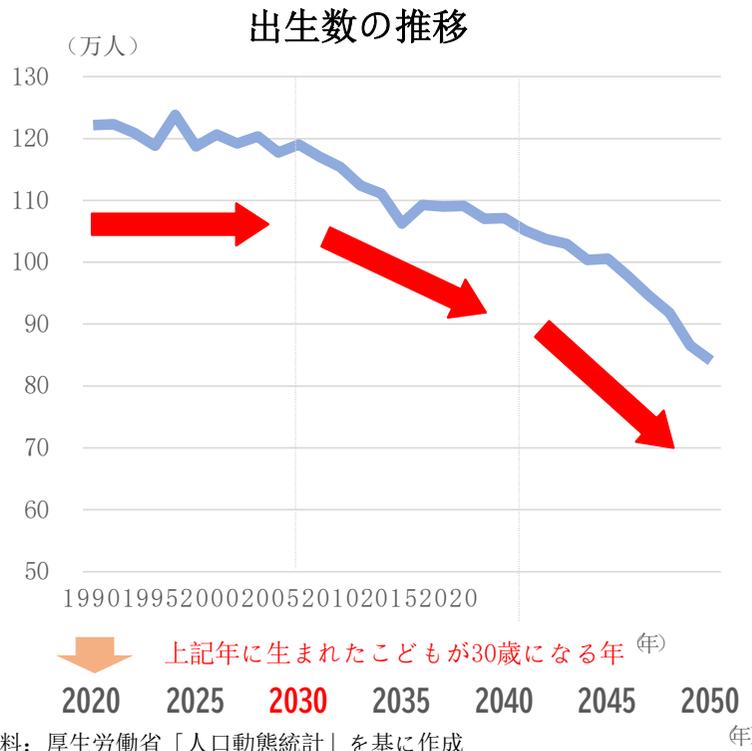


こどもの権利を地域文化に育てる

**こどもの権利の視点
が日本で展開される
背景**

～「日本のラストチャンス」2030年に向けて～

- ◆ 2030年代に入ると、我が国の若年人口は現在の倍速で急減し、少子化はもはや歯止めの利かない状況に。
- ◆ 2030年代に入るまでの**これからの6～7年**が、少子化傾向を反転できるかどうかの**ラストチャンス**。



ラストチャンス为国はどのように挑戦しようとしているか

1. こども・若者の意見表明・参加の促進
「こどもまんなか」を具体化
2. 分権自治による一人ひとりに身近かな自治体での具体化
3. あらゆる人の居場所づくり：基礎自治体は一人ひとりが問題への移行をする前の「予防」や「回復」支援を充実、楽しく、自分らしい暮らしを実現する伴走者となるための施策を展開する

こども基本法条文

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 **子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項**

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

こども基本法条文

(目的)

第一条この法律は、日本国憲法及び**児童の権利に関する条約の精神にのっとり**、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条この法律において「**こども**」とは、**心身の発達の過程にある者をいう**。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

こども基本法における自治体こども計画の位置づけ

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3. 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない

こどもの権利基盤を推進する自治体こども計画 の作り方で提案されたこと:

「こどもまんなか」を具体化するこどもの権利の視点

1) 自治体こども計画の位置づけ

- ・自治体基本構想・基本計画などとの連携整合性・こども計画:基礎自治体こども条例の推進計画

- ・こども基本法で市町村の努力義務とされているこども計画に位置付ける

- ・内包:①子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、②次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、③子どもの貧困対策推進法に基づくこどもの貧困対策計画 ④子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画 ⑤ひとり親家庭支援計画 等

2) 関連計画:教育振興計画、障がい施策推進計画、都市計画、地域の事業計画などの調整

3) 教育や医療、おとな施策など関連分野・計画に関するこどもの権利の視点からの調整、こどもの権利の視点をどのようにして共有するか

4) こども計画と若者計画(青年期)等おとな計画との連続を進める。地続きの問題をこども期に取り残さない

和光市こども計画



■基本理念■

こどもが幸せを感じ
地域みんなで幸せを実感できる
「こどもまんなか」和光

自治体子ども計画の内容の変化

①国の施策データの下請けからの脱却

- 基礎自治体⇒都道府県⇒国
- 自治体固有施策の模索

②少子化対策・子育て支援からこども（若者）支援へ

③こどもの権利に基づく評価検証との関係

和光市の子ども・子育て事業計画を こどもの権利に根差したこども計画に作り替えるために

1. 子ども子育て事業計画からこども計画への見直し
2. 行政主導から市民参加へと同時に、こども・若者意見表明参加の促進
3. こどもの権利の理念の町全体での共有を進める
4. 計画によって進めることと市民がすること、支援現場でしなければならないこと
5. 調査を活用する計画;SPDCAサイクルで検証

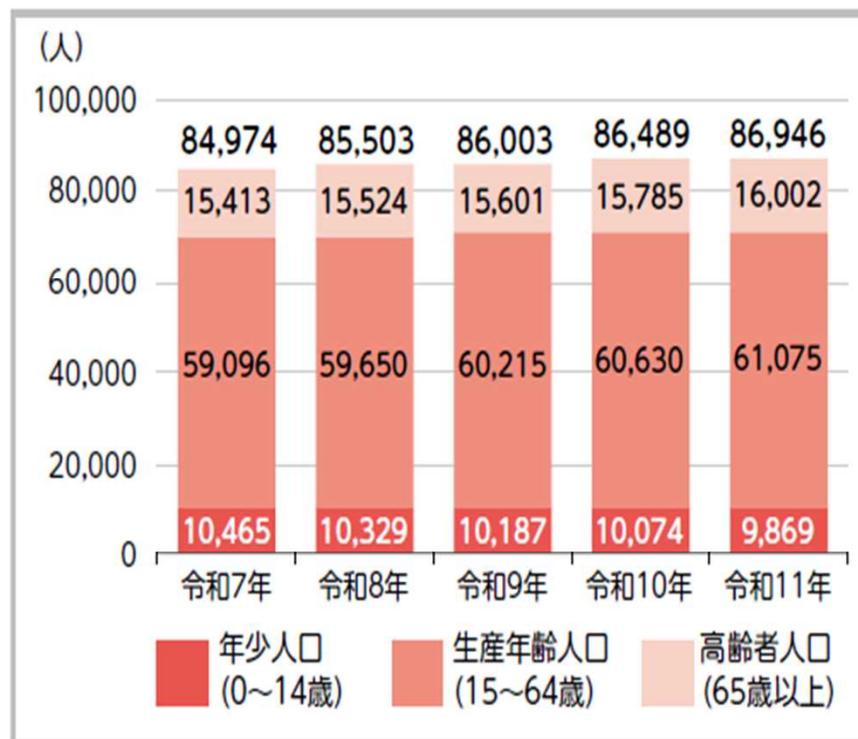


「こどもまんなか」こどもの権利の具体化、和光市こども条例の制定

出生数は5年間に約25%減少、将来推定人口も0～14歳人口は5年後に6%減少

市の現況

推定人口



資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

出生の状況



資料：埼玉県「人口動態概況」



■こどもの権利4原則■

- | | |
|--|--|
| <p>差別の禁止</p> <p>全てのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。</p> | <p>生命、生存及び発達に対する権利</p> <p>全てのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されます。</p> |
| <p>こどもの意見の尊重</p> <p>こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。</p> | <p>こどもの最善の利益</p> <p>こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考えます。</p> |

■基本目標■

今、こどもが地域に参加して楽しいと感じる



【目指す姿】

こどもの権利が保障され、こども一人一人が日常生活や地域の中で安心できる居場所をつくります。こどもが安心して意見を表明し、自分らしさを肯定され、周囲に受け入れられているとこどもが実感できる社会を目指します。

今、こどもが主体的に健やかに成長できる



【目指す姿】

こどもが自身の権利を認識し、こどもが主体となり成長することを支援します。こどもが、自分自身を大切にし、心身ともに安心・安全に暮らすことができる社会を目指します。

今、子育てが楽しいと感じる



【目指す姿】

妊娠期からこどもが自立するまでの全ての子育て家庭が、地域の中でつながりながら、楽しく居心地がよく暮らすことができる社会を目指します。

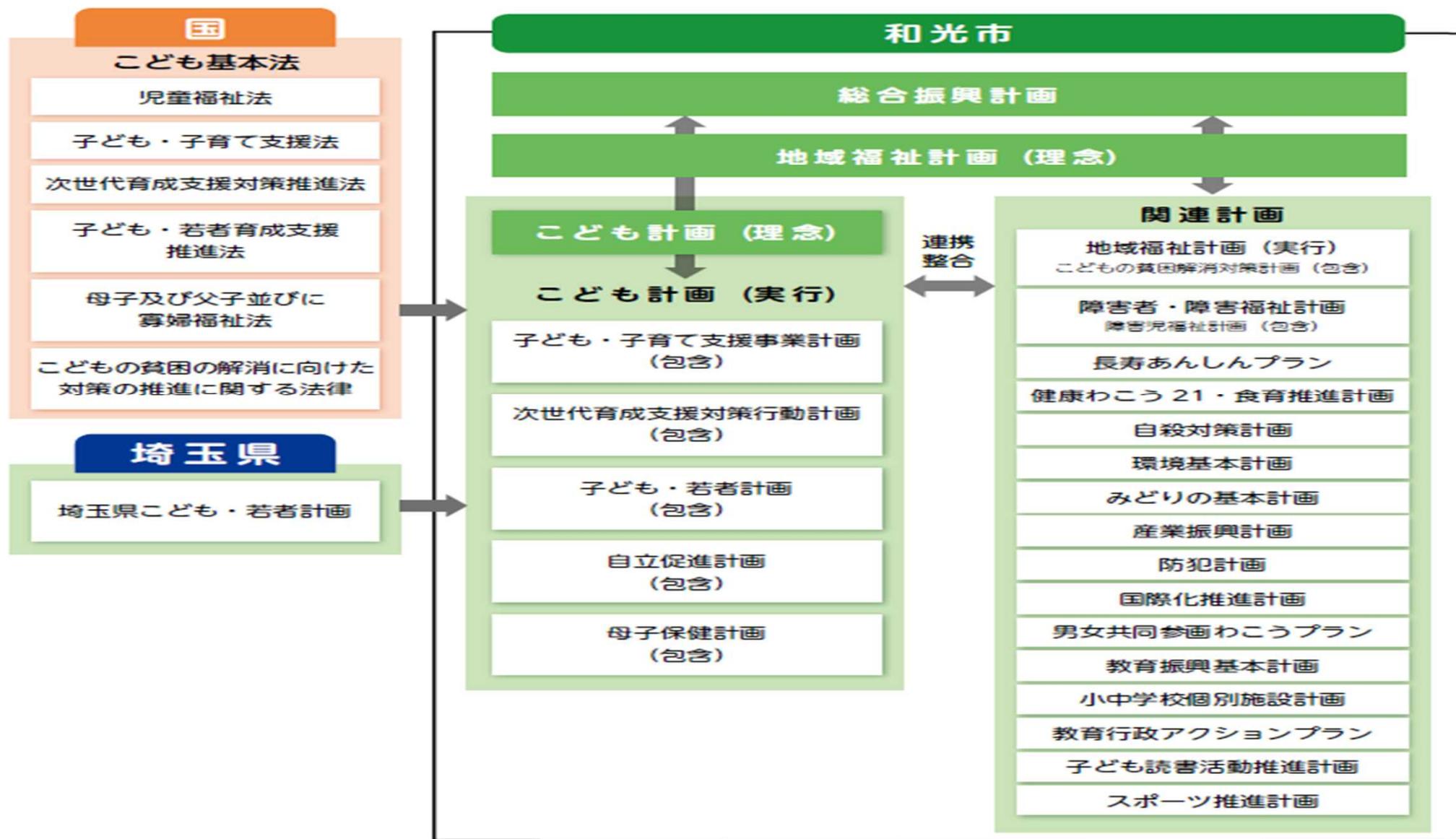
今、こどもを支える地域社会がある



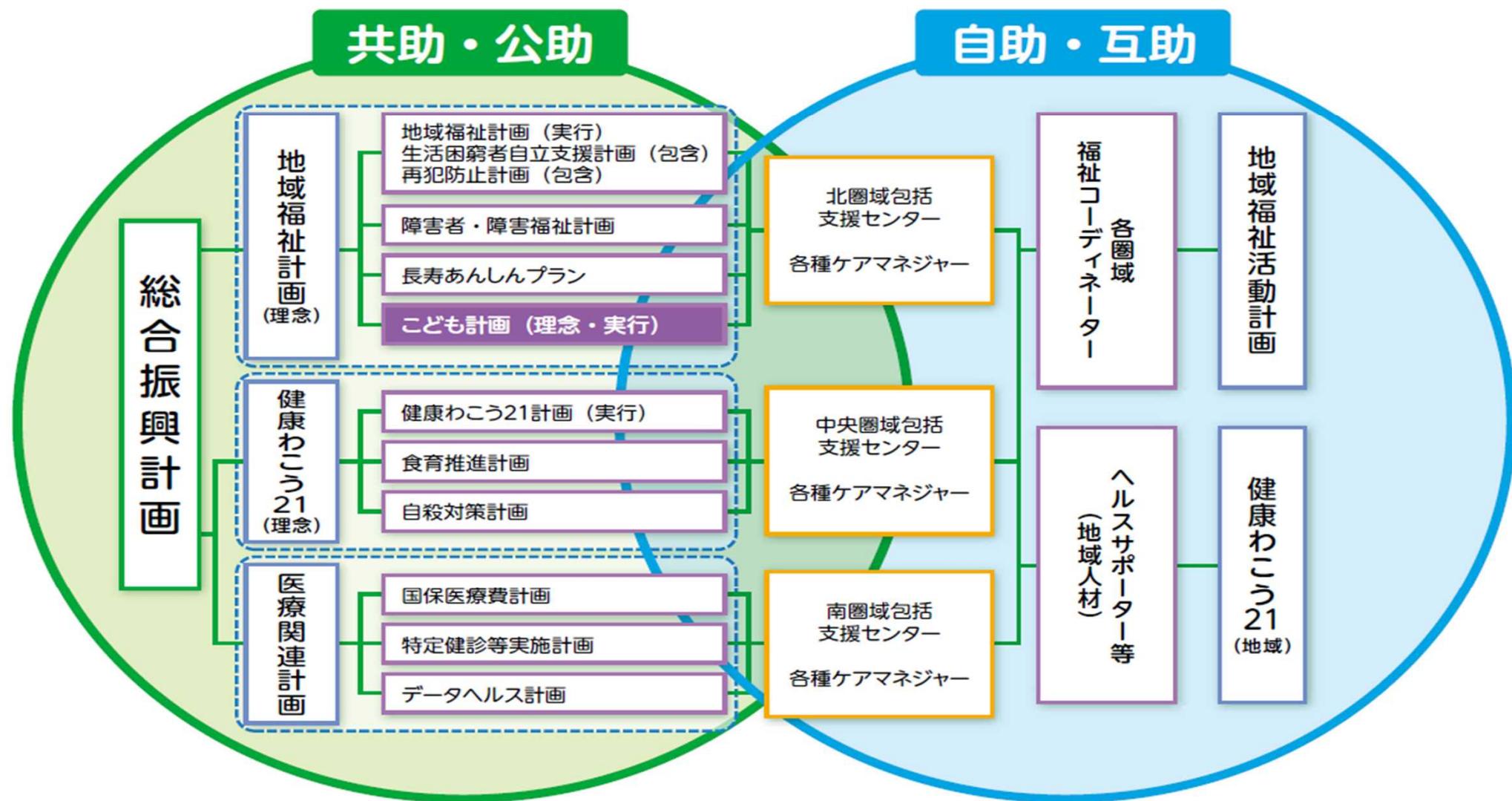
【目指す姿】

地域が、こどもは地域社会を形成する一員であり、その主体であることを認識して、地域でこどもを支える社会を目指します。

■本計画とその他計画との関係■



■ (参考) 福祉行政に係る各種計画の相関図 ■



和光市総合こども家庭センター

ネウボラ課と子ども家庭支援課による一体的な相談支援体制のもと、こどもや子育てに関する相談を受けて支援へとつなぐためのマネジメント等を行います。

ネウボラ課
母子保健の視点で
サポート

子ども家庭支援課
児童福祉の視点で
サポート

連携

地域こども家庭センター

連携

妊産婦、こども、子育て家庭の地域子育て相談機関等

児童相談所

保健所

警察署

教育委員会
学校
教育支援センター

庁内関係部署

医療的ケア児等
支援協議会 等

計画の体系

基本的な視点

「子どもが幸せを感じ 地域みんなで幸せを実感できる」「子どもまんなか」和光

「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」
「差別の禁止」「子どもの最善の利益」

基本目標

今、子どもが地域に参加して楽しいと感じる
今、子どもが主体的に健やかに成長できる
今、子育てが楽しいと感じる
今、子どもを支える地域社会がある

基本方針

基本方針 1

子ども・若者の
意見表明・参画

基本方針 2

子どもを守る
セーフティネットの強化・支援

基本方針 3

子どもが健やかに育つ
「子どもまんなか」の環境づくり

基本方針 4

安心・安全な
妊娠・出産・子育て支援の推進
～わこう版ネウボラの充実～

基本方針 5

子育て家庭を支える
教育・保育サービス等の充実

基本施策

1-1 子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくり

1-2 地域の中での若者の主体的な参画

1-3 多様な背景をもつ子ども・若者を受け止める地域づくり

2-1 困難を抱えた子どもへの支援

2-2 子どもを守る地域づくり

3-1 子ども・若者の居場所づくり

3-2 子どもの自主性と社会性を育む環境づくり

3-3 子どもの心と体を育む健康づくり

4-1 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化

4-2 多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化

5-1 自己肯定感を育む子どもの育ちの確保と
家庭における子育て力の向上

5-2 多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進

5-3 教育・保育等の基盤整備
(第3期和光市子ども・子育て支援事業計画)

和光市総合子ども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携

こども条例を作る

こどもの権利条例があることで こどもの権利の循環がはじまる

知る・学ぶ

- 伝える
- 理解する

参加・参画

- 機会の保障
- 安全・安心の確保

評価検証

- 継続と繰り返し
- 当事者参加

こどもの継続的な参加が重要－「こどもにやさしいまちづくり」へ
こどもの意見の事例：①遊ぶ ②休む ③価値の共有

こどもの権利条例をつくる

1. 条例を作るための広報・啓発

2. 当事者であるこども自身、保護者、支援者（教職員など）の学習の機会

多様な場の多様な年代、暮らし方のこどもたちの課題の共有：自治体固有の課題を発見し、条例や計画に活かす

1) 権利学習

こどもの権利を学ぶ、こどもの権利条約を学ぶ

2) こどもの意見を聴く：チームをつくる

①募集方法や規模、運営方法など ②審査方法

3) 話を聴く方法や内容

①話を聴きに行く：方法を学ぶ

②見学会や地域調査

③話の内容：遊びや居場所のこと、困ったときのこと、学校や勉強の

4) 今の暮らしを考える

こんなことはやめてほしい：辛いこと、これまでで嫌だったこと、やめてほしかったこと

多様な暮らしをしているこどもたちが今の暮らしを知る

こどもの暮らす地域環境を知る

3) こんな暮らしをしたい

3. 条例への反映

前文を作る こんなことは書いてほしい

条例づくりでのこども参画

1. 条例を活きたものにする
当事者の声を聴くこと、参画は基本
2. 当事者はだれか：こども
3. 当事者にとって、何のための条例か
こどもが幸せになるため???
4. 地域で関係者がこどもたち当事者と話し合い、
幸せになるためにみなさんがどうするかを考える
5. こども調査（量的アンケート調査、インタ
ビュー調査）、こども活動（子どもワークショップ：
まちづくり絵、討議等）

東京都特別区のこども条例と児童相談所設置状況

- ・ 2020年4月 世田谷区※@2013年、江戸川区※@条例21.6
- ・ 2020年7月 荒川区※
- ・ 2021年4月 港区
- ・ 2022年4月 中野区※@条例2022.3
7月 板橋区
- ・ 2023年2月 豊島区※条例2006年) @
10月 葛飾区※
- ・ 2024年10月 品川区
- ・ 2025年4月 文京区※2025年度予定
- ・ 2026年 北区予定、※@2024.3条例
- ・ 杉並区 (※2026予定、条例25.3)、
- ・ 大田区
- ・ 目黒区 (2005年) (※@) 他は検討中

※こども条例全国81自治体 (2025年5月) 総合条例 @権利擁護制度

- ・ 2016年6月、児童福祉法一部改正により、特別区も児童相談所ができるようになる。
- 西東京市 (※2018@)、小金井市 (※2022@)、多摩市 (※2022)、武蔵野市 (※2023@)、日野市 (※改正2024@)、
- 埼玉県 (こども・若者基本条例2024年10月)、三芳町 (2024年12月)、北本市 (2022年3月)
- ・ 2021年4月東京都こども基本条例制定、子供政策連携室設置、
- ・ こども未来アクション (2023年1月)

**こどもの権利の実現
のための意見表明・
参画・検証**

こどもの権利文化の発信とこども支援現場でのかわり方

一場と人と実践が目指すこどもの権利の具体化

・主権者としてのこどもの育ちを支える

「意見表明」と意思決定を支援する

(意見を聴いてもらうことはこどもにとって死活問題である)

・国連子どもの権利委員会

一般的意見12号意見を聴かれる子どもの権利

「効果的・倫理的かつ意味のある子ども参加のための9つの要件」(2009年)

- ①透明かつ情報が豊かである
- ②任意である
- ③尊重される
- ④子どもたちの生活に関連している
- ⑤子どもにやさしい
- ⑥インクルーシブである
- ⑦訓練による支援がある
- ⑧安全であり、かつリスクに配慮している
- ⑨説明責任が果たされる

出典平野裕二 : <https://w.atwiki.jp/childrights/pages/22.html>